



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第26号 令和5年6月26日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表	題	担当課名
308	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規 定に基づき薬物を指定する件		薬務課

徳島県告示第三百八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年六月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 ニ・「（四・エトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一・「二・（ピペリジン・一・イル）エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Etonitazepipne、N・Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類

2 化学名 （二R、三R）・二・（三・クロロフェニル）・三・メチルモルフォリン・（二S、三S）・二・（三・クロロフェニル）・三・メチルモルフォリン（通称 三・CPM、三・Chlorophenmetrazine）及びそれらの塩類

3 化学名 N・（アダマンタン・一・イル）・一・（四・フルオロブチル）・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 四F・ABINACA、四F・ABUTINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年六月二十七日